



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 大日本住友製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮武 健次郎
コード番号 4506 (東証・大証・名証各第 1 部)
問合せ先 広報部長 橋本 治
(TEL. 06-6203-1407)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月開催予定の第 186 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。

- ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条の規定を新設するものであります。
- ② 会社法第 214 条の規定に基づき、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条の規定を新設するものであります。
- ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に基づき、単元未満株主の管理の効率化を図り、単元未満株式についての権利を制限するため、第 10 条の規定を新設するものであります。
- ④ 会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、株主総会において権利を行使することができる株主についての基準日を定める第 15 条の規定を新設するものであります。これに伴い、現行定款第 11 条の規定を削除するものであります。
- ⑤ 会社法施行規則第 94 条第 1 項、同規則第 133 条第 3 項、会社計算規則第 161 条第 4 項および同規則第 162 条第 4 項に基づき、株主総会参考書類等に関し、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、第 17 条の規定を新設するものであります。
- ⑥ 「旧商法」に定められた事項を確認的に記載したにすぎないため、「会社法」の施行に伴い、現行定款第 16 条の規定を削除するものであります。

- ⑦ 取締役および監査役の選任される機関を明確にするため、会社法第 329 条第 1 項の規定に基づき、第 21 条第 1 項および第 29 条第 1 項の規定を新設するものであります。
- ⑧ 経営責任の明確化およびコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、現行定款第 20 条第 1 項について取締役の任期を 1 年に変更するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整の文言が不要となるため、同条第 2 項の規定を削除するものであります。
- ⑨ 取締役会および監査役会の招集手続を明確にするため、会社法第 368 条第 2 項および会社法第 392 条第 2 項の規定に基づき、第 25 条第 2 項および第 32 条第 2 項の規定を新設するものであります。
- ⑩ 会社法第 370 条の規定に基づき、取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、第 26 条の規定を新設するものであります。
- ⑪ 会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役の招聘に資するように、また、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように第 34 条の規定を新設するものであります。
- ⑫ 会社法第 454 条の規定に基づき、剰余金の配当を行うため、現行定款第 31 条および第 32 条の規定を第 36 条の規定に整理・統合するものであります。
- ⑬ 引用する条文を「会社法」の相当条文に変更するとともに、「旧商法」上の用語を「会社法」で使用する用語に変更するものであります。
- ⑭ 各条文の見出しの位置を移動し、各項に項番号を付す等、表現の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- 定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)
- 定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
<p>第 1 条 (商号) 当社は、大日本住友製薬株式会社と称し、英文では Dainippon Sumitomo Pharma Co., Ltd. と表示する。</p>	<p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (条文省略) 9.</p>	<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ (現行どおり) 9.</p>
<p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を大阪市に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>(機関) <u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p>
<p><u>第 4 条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p><u>第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
<p>第 5 条 (株式総数) 当社が発行する株式の総数は、これを15億株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相</u></p>	<p>(発行可能株式総数) <u>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、15億株とする。</u></p>

<p><u>当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第6条</u> (自己株式の買受け) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受けることができる。</u></p> <p><u>第7条</u> (<u>1単元の株式の数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>) 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>第8条</u> (単元未満株式の買増し) 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、<u>株式取扱規則</u>に定める</p>	<p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、<u>取締役会の決議</u>によって<u>市場取引等により自己の株式を取得</u>することができる。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p><u>②</u> 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元株式数</u>に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 単元未満株式の買増請求をする権利</u> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数</u>となる数</p>
--	--

ところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第9条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主の諸届出、株券の再発行、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条 (名義書換代理人) 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示ならびに抹消、株券の再交付、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第11条 (基準日) 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を行使することができる株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。本定款に別段の定めがある場合を除き、必要あるときは、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または

の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式、新株予約権等に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(削除)

記録された株主または質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。

第3章 株主総会

第12条 (株主総会の開催) 当社の定時株主総会は、毎年6月に、これを開催し、臨時株主総会は、必要あるときに、これを開催する。

(新設)

第13条 (株主総会の議長) 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。
社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代り、取締役全員事故あるときは、出席株主中からこれを選挙する。

(新設)

第14条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を

第3章 株主総会

(開催)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、これを開催し、臨時株主総会は、必要あるときに、これを開催する。

(基準日)

第15条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

② 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(参考書類等のインターネット開示およびみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席

除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第15条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（株主総会の議事録）株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載して、議長ならびに出席した取締役が、これに記名捺印する。
株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

第17条（取締役の員数）当会社の取締役は3名以上とする。

第18条（取締役の選任）

（新設）

取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

した株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（削除）

第4章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第20条

（現行どおり）

（取締役の選任）

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

<p><u>第19条</u> (代表取締役および役付取締役) 取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定める。</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役中から会長、副会長、社長各1名を定めることができる。</p> <p><u>第20条</u> (取締役の任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</p> <p><u>増員により、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>第21条</u> (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>第22条</u> (取締役会の招集の通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各1名を定めることができる。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項</p>
--	--

<p>第23条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第24条 (監査役の員数) 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>第25条 (監査役の選任) (新設) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第26条 (常勤の監査役) 監査役の<u>互選により</u>、常勤の監査役を定める。</p> <p>第27条 (監査役の任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p><u>について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役の全員が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 (現行どおり) (監査役の選任)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p>
--	---

<p><u>第28条</u>（<u>監査役会の招集の通知</u>）<u>監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>第29条</u>（<u>監査役の報酬</u>）<u>監査役の報酬は、株主総会で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p><u>第32条</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（監査役の報酬等）</p> <p><u>第33条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>社外監査役の責任限定契約</u>）</p> <p><u>第34条</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第30条</u>（<u>営業年度</u>）<u>当社の営業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>第31条</u>（<u>利益配当</u>）<u>利益配当金は、毎営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に、これを支払う。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p style="text-align: center;">（<u>事業年度</u>）</p> <p><u>第35条</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>剰余金の配当</u>）</p> <p><u>第36条</u> <u>当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">② <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株</u></p>

<p><u>第32条（中間配当）</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、<u>中間配当として金銭の分配</u> <u>をすることができる。</u></p> <p><u>第33条（除斥期間）</u> <u>第31条の利益配当金</u>および<u>前条の中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されなときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p><u>式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）</u> <u>をすることができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（除斥期間）</p> <p><u>第37条</u> <u>期末配当および中間配当</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお受領</u>されなときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p>
---	---